

令和8年第5回教育委員会定例会

開会年月日 令和8年3月11日(水)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 小林三保
同 委員 仲山英之
同 委員 森山瑞江
同 委員 大石光宏

議 題

1 議案

- (1) 議案第8号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第9号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和8年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
- ② 令和8年度学校関係工事計画(案)について
- ③ 令和8年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
- ④ 令和8年度図書館特別館内整理期間について
- ⑤ 練馬こどもカフェの新規店舗について
- ⑥ ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの充実について
- ⑦ 子育て支援サービスの充実について
- ⑧ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時08分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐川 広

教育振興部教育総務課長

杉山 賢司

同 教育施策課長

竹岡 博幸

同 学務課長

竹内 康雄

同 学校施設課長

柴宮 深

同 保健給食課長

渡辺 雅昭

同 教育指導課長

佐藤 永樹

同 副参事

佐藤 勝也

同 学校教育支援センター所長

村瀬 美紀

同 光が丘図書館長

小原 敦子

こども家庭部長

関口 和幸

こども家庭部子育て支援課長

脇 太郎

同 こども施策企画課長

河野 一真

同 保育課長

岡村 大輔

同 保育計画調整課長

山口 裕介

同 青少年課長

横山 亜規子

同 子ども家庭支援センター所長

橋本 健太

同 在宅育児支援担当課長

小島 芳一

教育長

ただいまから、令和8年第5回教育委員会定例会を開催する。
本日の案件は議案2件、陳情1件、協議1件、教育長報告7件である。

1 議案

- (1) 議案第8号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。
議案第8号、練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則である。
この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

どのように加算されるかが、まだ理解できていない。資料1の3ページ、第4条第3項中、「3月で除した数」を、「12月で除した数に4を乗じて得た数」というところである。まず、12で除して4を乗じると結局は3月と同じである。

今回変わったのは、この長い括弧の中の文言が変わったと思うのだが、そうすると、何々の場合を除き、「経験年数の月数にあつては、18月」である。それで除した数に4を乗じた数ということなので、3月で割るのではなくて、この場合は4.5月で割るということになる。そうすると、結局、最終的な数は前よりは少なくなってしまうような気がするのだが、いかがか。

教育指導課長

今までであれば、例えば12か月を3で割れば4と出る。これが4号給昇級ということである。1年で4号給の昇給である。

今までは昇給されなかった一定の号給を超えたところについて、18か月がたつと4号給昇給するという計算式を意味している。

仲山委員

12か月ではなく18か月で割って、4を掛ける。ということは、12か月で割る人に比べると18か月で割った人のほうが少ないということか。

教育指導課長

規定を超えればということである。そのため、伸び率は低くなるが、今までの規定までは同じで、今までの規定を超えた部分に関しては少し伸び率が低いが、継続して昇給の対象になっていくという意味である。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第8号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第8号については決定とする。

(2) 議案第9号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。

議案第9号、練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この議案について委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第9号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第9号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件1件についても本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

4 報告

(1) 教育長報告

① 令和8年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

次に、教育長報告である。本日は7件ご報告をする。

それでは、報告事項の①番について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

4 ページ、答弁の（４）の中の最後のほうに空調機の分解洗浄を行っているという記述がある。学校の空調機は定期的に掃除を行っているのか。例えば、家であれば、暖房に切り替わるとき、はじめは臭かったりということがあるのだが、学校の空調機というのは定期的な掃除を行っているのか。

学校施設課長

学校の空調に関しては、基本的には分解洗浄での対応となっている。これについては、学校で汚れ具合を把握して、あらかじめ教育委員会で分解洗浄に関する予算をとっているので、学校の要望に応じて、分解洗浄を行っているという状況である。

仲山委員

定期的に行っているわけではなくて、必要に応じてということか。

学校施設課長

何年に1回などということではないのだが、これは1回分解洗浄すると、最低でも2年間程度は効果が続くと聞いているので、それを目安としながら必要に応じて実施をしている。

森山委員

1 ページ、教育アドバイザーの増員等ということは非常によいと思う。お伺いしたいのは、練馬区にはインクルーシブ教育支援員という人がいるのかどうかである。

インクルーシブ教育支援員というのは、特別支援学校の就学が適当とされた児童生徒を小中学校の普通級で受け入れた場合に配置するということである。聞いたところによると、東京都と各区が半分ずつ負担するというものである。

この方は、日常的な介助や学習支援を教員と連携して、インクルーシブな環境づくりを担当する、18歳以上で熱意があれば教員免許は不要という方だそうである。このような人は練馬区にいるのか。

教育指導課長

練馬区においては、まず各校1名、そして特別支援学級がある学級に1名、学校生活支援員を入れている。これは区の予算なのだけれども、一部において都の補助金を頂いて、インクルーシブ教育支援員という形で配置させていただいているところもある。そのため、今では学校生活支援員という名前で勤務していただいているが、一部を都のお金を活用しながら入れているという現状である。

したがって、学校生活支援員をそれに充てているので、全特別支援学級に1名ずつ導入している現状である。

森山委員

対象が特別支援学校の就学が適当という人であるので、いろいろな支援が必要であると思われる。インクルーシブとって、特別支援学校適の児童生徒が普通級に入るとことは本人にどういった負担があったり、周りに影響があったりするののかというのは少し心配ではあるけれども、このような支援員にいていただけることはありがたい。

小林委員

2ページの学校給食費についてお尋ねしたい。答弁のところで、国の負担軽減策とあるのだが、国や都がどのような軽減策を出しているのかが具体的に分かれば教えてほしい。また、それを踏まえて区的具体策のようなものがあれば教えてほしい。

保健給食課長

国は来年度から小学校について、在籍児童1人当たり月額で5,200円の支援を行うという答申を示している。

区は、その国の支援を使い、学校給食の無償化を継続していきたいと思っている。中学校については国の支援はまだ始まらないけれども、従来どおり、東京都が給食単価の2分の1を補助するという支援を行っており、来年度もそれが継続される予定である。そのため、小学校、中学校ともに国と都の支援を最大限活用しながら、区としても引き続き、学校給食の無償化を実施していくということを考えている。

森山委員

給食費のことで、国は「不登校児童等も対象とし」と書いてある。これはどのようなことか。

保健給食課長

国が今回示した方針では、小学校の在籍児童を対象とするということで、その中には不登校の児童も含まれるので、市区町村が不登校児童生徒に対して給食費に代わる昼食代などといった支援をする場合には国の5,200円の助成の対象になるということである。

教育長

学校に来て給食を食べる子に対しては当然、無償化を実施しているのだけれども、不登校の子もいる。不登校の子は家で食事の提供を受けているわけで、そうすると、学校に行けている子と行けていない子で差があるではないかという考えのもと、不登校で給食を食べていない子にも一定何らかの給付をしようというのが国の考え方である。

大石委員

20ページ、ケアリーバーへの支援というところで少し教えていただきたい。大変

いい制度だと思っている。ケアについて、実際に私も現場にいたときに、その子が養護施設に入って、その後はどうしていくのかというのは非常に心配だったのだが、区として具体的にはどのようにしてそのような子たちを把握していくのか。

横の連携で把握していくのか、また、これほどが中心となってサポートをしていくのかというのを教えていただきたい。

子ども家庭支援センター所長

まず、この事業は、私ども子ども家庭支援センターが所管であり、我々が核となってこの事業を実施している。

対象となる方を把握する方法は幾つかパターンがあるのだが、1つは児相連携型ということで、東京都練馬児童相談所が施設入所措置等をしている子供たちの情報を私どもと共有して把握する場合がある。

また、区内に2か所ある児童養護施設や里親にもこの事業を周知して、対象となる方を把握している。

加えて、練馬区の中で要保護児童として関わっている子供等についても対象となるので、そういった形で対象者の方々を把握し、必要に応じてこの事業につなげるような取組という伴走型の支援をしている。

大石委員

具体的にここに書いてあるような費用も含めてやっていくということだけでも、実際問題として、見守りのようなことはどのような形でやっていくのか。

子ども家庭支援センター所長

見守りについては、この事業で居場所事業というものをやっており、そこに来ていただくなど、また、LINE相談という形で様々な相談を受ける仕組みなども行っている。

加えて、私どもの子ども家庭支援センターの職員も含めご相談に適宜応じているし、状況に応じては訪問等もして、きめ細かな対応をしている。ご本人のニーズや状況に応じて様々に、関わる期間を変えたり、加えたりしながら寄り添い支援というのをやっている。

仲山委員

今のところに関連するのだが、ケアリーバーへの支援というところである。質問の中に3年後には6割が離職した、それから、非正規雇用者の割合が約4割などということであるけれども、ケアリーバーの方がこのような状況になってしまっているのはどのようなところに原因があるのか。

子ども家庭支援センター所長

様々な事情がある中で、これまでも国や様々な機関が調査を行っている中や、我々が伺っている施設などの情報でお伝えさせていただく。そもそも社会的養護経験者

の方々は頼れる親族が近くにいないなどという中で様々な困難に直面した際に、誰に相談していいのかが分からないというところで極限まで頑張ってしまう、それ以上は難しいというところで、離職につながってしまう方がいらっしゃるというところ。また、困ってもどこに相談していいのかも分からない中で、どうすればいいか分からなくなってしまうという方も非常に多いと伺っている。

そのような意味で、身近なところで誰に相談すればいい、また、この人には頼っていいのだということも含めてお伝えをしていくということが非常に重要と考えており、先ほど申した居場所などの様々な支援を組み合わせ、私どもとしては支援ができるように取り組んでいきたいと考えている。

仲山委員

10ページ、読み書き障害のことが話題になっている。ここでは読み書き障害に関する話であるけれども、数に関して計算や概念などというものを理解することがなかなか難しく、そこに課題があるという算数障害というものもたしかほぼ同じ割合で存在すると言われている。

この質問者は「早期発見、早期支援に向けた体制を」ということであるが、ぜひお願いしたいのは、読み書き障害だけではなくて算数障害に関しても早期に発見できるようなことをやってもらいたい。

また、もし現在、何かデータがあれば、練馬区で読み書き障害、また算数障害の児童生徒の割合がどの程度いるかが分かれば教えていただければと思う。

学務課長

読み書き障害だけではなくて計算に関して障害もあるということは、私どもも認識している。今回の一般質問のご質問は発達性ディスレクシア、学習障害であったためこういった答弁になってはいるが、計算障害も含めて、それ以外の論理的な考え方といったことや、空間認識がなかなか難しい児童生徒もいると思うので、そういったことも含めてLD、学習障害の方への早期発見ということを進めていきたい。

そのため、入学後にそういった特性が現れるようならば、担任の先生をはじめとして、まずは早期発見、早期対応につなげていきたいと考えている。

また、そういった児童生徒の割合だが、程度の差というか、明確に現れる方もいれば、現れにくい方、また重複で持っている方というのもしらっしゃるので、具体的な人数や割合については把握が非常に困難なことだと考えている。

仲山委員

13ページの下の方の質問だけれども、(1)「児童の学習意欲や自己肯定感を尊重する狙い」から、通知表をなくす動きが各地に出ている、とある。通知表をなくすということと自己肯定感を尊重する狙いというのはどうつながるのか。むしろ通知表に「あなたはここがすばらしい」というようなことを書いてもらったほうが自己肯定感につながると思うのだけれども、この文章だと自己肯定感を尊重する狙いから通知表をなくすことになっていて、これはどのようなことか。

教育指導課長

質問者の意図があるので、捉え方だと思う。これは通知表であるけれども、例えば運動会でよく言われるのが、着順をつけることについてである。昔に戻し、着順をつけたほうがいいのではないか、という保護者の一部の方であるけれども、そのような方たちの声がかなり大きくなっているのが現状である。

ただ、着順をことさらにつけてあげなくても、子供たちは自分が1位でゴールしたか、または4位だったかを分かっている。それに対して自分がどのように頑張ったかである。自己肯定感を高めるためには、あなたは1位だと言ってあげたほうが肯定感が高まる場合もあるし、4位であると言われると肯定感が下がりもする。

したがって、そう考えると着順をつけることは、ある一部の子にとってはいいことかもしれないが、ある一部の人にとっては自己肯定感を下げることでもあるので、この議論的にはどちらでもとれると思う。

つけるほうがいい、つけないほうがいいというどちらの立場を取るかということだと思うので、委員がおっしゃったように、通知表が自分にとっては自己肯定感を高める一つの指標になる場合もあれば、「いや、違う」と思う方もいるということは事実であるので、この質問者の方については恐らく後者のほうの考え方でご質問された立場だと思っている。

仲山委員

この方が言った文面がそのままここに表現されているかどうか分からないが、少し説得力のない表現だと思った。

教育長

この方は、評価をすることが自己肯定感をそいでしまうのではないか、という考えに立って質問をされているようである。

仲山委員

点数で評価するという方法もあるし、ほかの方法もあるわけなので、自己肯定感を高めるやり方で通知表を出すということも十分できるわけなので、ここの表現だけ見ていると少し疑問を感じると思った。

② 令和8年度学校関係工事計画（案）について

教育長

では、続いて、報告の②番について説明をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

森山委員

多くの学校の改修や改築等で1年間計画的に行われると思うが、ある時期に数多くつくられて、今、この時期にこのような改修が必要になる。これから何年か先、10年後などはそれほどでもないというような、この何年かはこのように改修が必要になっているのか、ということをお願いしたい。

学校施設課長

まず、学校については昭和30年代、40年代に集中してつくられたということがあるので、今、築50年を超える建物が半数以上を占めており、築60年を超えている建物も多々ある。

区としては、改築、改修を行うことで教育環境の整備というものを進めていくけれども、一時に集中してくるということで、基本的には今は改築に関しては年2校ずつ、長寿命化改修については年1校から2校ずつという形で、財政負担も含め、各年度の負担を平準化をして、なるべく築年数が伸びない段階で改築、改修に取り組んでいくということで進めている。

もう一つ、いわゆる一般改修工事や、そこに含まれているトイレや外壁改修などといったものに関しては、学校施設の管理実施計画の中で築20年、40年という形で、それぞれ周期的に改修をしていくという形でお示しをしている。

大石委員

これだけの学校があつて、それに対して予算をつけていくと、本当にお金をつけると大変だと思つて改めて見ていた。そのような観点から、これは区の教育の方針にも関わってくるのではないかと考えているのが、プールである。

ここ何年か、非常に暑くてプールができないなどということが、既に7月に出てきている。以前であれば、それこそ小学校等々では夏季プール教室のようなものをやっていたと思つたが、昨年は恐らく中止になったりしたのではないかと考えている。

そのような中でプール改修工事、例えば光が丘の春の風小学校や泉新小学校など、また、改修設計で北町西小学校が入ってきたりしているけれども、その辺りの方針などというのはまだこれから詰めていかなければならない。学習指導要領上では水泳が入っているので、それをどのように座学に代替していくかということも絡んでくるとは思うのだけれども、どの程度までやろうということを考えていらっしゃるのか。

学校施設課長

学校プールについては、夏期の酷暑や管理に関する負担といった部分で様々な課題が出てきているので、区としては学校プールの在り方の検討委員会を設置しており、小学校、中学校の校長先生も含めて学校プールの在り方というところを検討して

いる。

これは委員のご指摘のとおり、まず、学校のプールの授業をどうするかというところも議論をしていく必要がある。こちらに関しては学習指導要領上でもプールの実技というものが定められているところがあるので、そういった観点でプール授業をどのように行っていくか、その上で、実際に各学校にプールをどのように整備をしていくかということである。

既に学校施設管理実施計画の中では1校1プールの設置を見直すと明記をしている。その中で例えば、学校が共同で利用するプールを整備する、あるいは民間のプールを活用していくなどといった総合的な検討を進めているという状況である。

今回、この学校関係の工事計画の中でプール改修と書いているけれども、耐用年数が来ているという部分がある。こちらについてはプールの実技は継続していく中で必要な改修工事を行っていくということで、工事ないしは設計というものを盛り込んでいけるとご理解いただければと思う。

教育長

この暑い中でプールを実施するに当たって、工夫のようなものを各学校では行っているのか。

学校施設課長

今、改築をしている学校については、例えばプールサイドにひさしを設ける、また実際に今後の改築ではメッシュシートなどでプール全面を覆うなどして、いわゆる熱中症対策を進めていく。

既存の学校については、例えば屋根をつける、ひさしをつけるなどということが建築基準法などの法律関係でなかなか難しい部分もあるので、こちらに関しては、例えば学校に配布しているテントを活用していただく、あるいは学校でプールサイドにシートを張って対応するといった工夫をしていただいている。

教育長

今後、ますます暑くなるので、プール授業そのものの検討をしなければならないのではないかと考えている。

③ 令和8年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

教育長

続いて、報告の③番について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様から何かあるか。
よろしいか。では、この案件は終了とさせていただきます。

④ 令和8年度図書館特別館内整理期間について

教育長

続いて報告の④番について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいか。では、この案件は終了とさせていただきます。

⑤ 練馬こどもカフェの新規店舗について

教育長

それでは、報告の⑤番について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいか。では、この案件は終了とさせていただきます。

⑥ ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの充実について

教育長

それでは、報告の⑥番についてご説明をお願いします。

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

社会的養護経験者ならばどなたも家賃や光熱水費等の補助は受けられるのか。

子ども家庭支援センター所長

原則として、区内在住、住民票等がある方が対象となっている。

仲山委員

これは自分で申告するのか。

子ども家庭支援センター所長

申請についてはご本人から行っていただいている。しかし、基本的には施設等の職員から、こういった情報があるということをご案内いただいて、この事業につながってくる方が多いと思っている。引き続き、施設もそうだが、ご本人にも伝わるような工夫というのをしていかなければならないと考えている。

仲山委員

現在、その対象者数と実際に支援を受けている人の数というのはどの程度か。

子ども家庭支援センター所長

経済的支援については現在13名の方に支援をしている。家賃補助を使っている方もいらっしゃるが、光熱水費等の補助は13名の方全員がご活用いただいている状況になっている。

仲山委員

対象者はどの程度か。

子ども家庭支援センター所長

対象者だが、区内の児童養護施設等を卒業される方が毎年10人程度いらっしゃると聞いている。また、東京都の練馬児童相談所が措置して入所しているお子さんたち等を含めると、基本的には毎年、多くて20人程度が対象者としていらっしゃると認識している。

大石委員

先ほどの議会での質問との関連だと思うのだけれども、直近でのサポートはここで見えてくるのだが、その後に自立させていくというところについてである。もう18歳以上になっていくので、そこにどこまで区が関わるかは難しいとは思っているが、ロードマップではないが、例えば、どこにそれをつなげていくのかなど、その辺りの何か見通しのようなものはあるのか。

子ども家庭支援センター所長

自立に向けての支援というのは非常に重要と考えており、実際に今、居場所支援をしている春日町青少年館では就労などといったところに向けた支援というのも若者サポートステーションで実施している。

そういった機能と連携しながら対応するとともに、福祉事務所等も含めて連携をさせていただいて、ご本人の自立に向けてどのような支援が必要かということと一緒に考えながら対応している。ご本人たちが望む未来を切り開いていけるように、こういった形があるのかというのは引き続き、ご相談、伴走しながら考えていきたいと考えている。

教育長

具体的な支援の事例はあるか。

子ども家庭支援センター所長

具体的な事例は、まだ相談を受けて事業を始めて1年というところでなかなか見えてこないところもある。例えば仕事のことで、このような仕事をしたいのだけれども、自分の中では何か葛藤があったりなどで、どのようなことをすればいいのかがそもそも分からないという方については、施設でも、例えば履歴書の書き方や面接のやり方というのは行っている。それをさらに自分ごととして捉えていただくためには、他者と相談をすることである。

具体的には、例えば若者サポートステーションの機能の中で、身だしなみ等も整えたほうがいいのかと相談を受けて実際に面接に行くという方もいらっしゃるし、そういった形での取組を今後は行えるようにしていければいいと考えている。

仕事や将来の自立に向けて何かこういった事例があるというものは、正直なところ、今はないのだが、今後、様々な相談の中で、どのような方法があるのかというのを考えていく必要があるのではないかと考えている。

大石委員

仕事に就くには当然、単純な契約では駄目だということである。そこで例えば、今は職業安定所のようなところと少し関連を持っていただいて、うまく橋渡しできるような部分があると、「あなたがこのようなものを好きであれば、こういった仕事としてあるけれどもどうか」など、あとはもう職業安定所のほうに任せてしまえばいい話である。

せっかくここまでやっていただくので、その辺りの話がもう一歩進めば。結局、どうしたらいいかというのが分からないのがあの子たちだと思う。特に今は外国籍の子もいると思う。そのため、そういった部分でもう一歩入っていただけるとその子たちのためになるのではないかと考えた。

仲山委員

就労ではなくて進学を希望する人に対して何か支援というのはあるのか。また、実

際に進学している人はいらっしゃるのか。

子ども家庭支援センター所長

進学については、実際に東京都や様々な民間団体も含めて、進学に向けた支援というのを現在も取り組んでいる。施設にいる18歳以降で大学等へ進学を目指す方はそういったものを活用し、措置の延長をされて施設で生活している方もいるし、アパート等で様々な民間団体の支援を受けている方もいると認識している。

割合等の正確な数字は分からないけれども、一定数は大学等に進学されているというのが今の状況である。

⑦ 子育て支援サービスの充実について

教育長

それでは、続いて、報告の⑦番についてご説明をお願いします。

在宅育児支援担当課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

ベビーシッターの利用のところだが、補助上限額がそこに記載されているけれども、実際には利用料としてはどの程度なのか。

在宅育児支援担当課長

1時間当たりの利用料については、基本的にベビーシッター事業者によってまちまちではあるけれども、昨年度の平均をとってみると約2,400円ということなので、多くの場合を上限額で賄う方が多いのではないかと認識している。

教育長

委員の皆様からその他で何かあるか。

よろしいか。

事務局からその他の報告はあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

以上で第5回教育委員会定例会を終了する。